

計画年度

令和3年度～令和12年度

神奈川県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

令和5年4月

神奈川県

目次

前文	1
第1 獣医療を提供する体制の整備目標を定める地域	2
第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	3
1 診療施設及び主要な診療設備・診療機器等の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療設備・診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
(1) 産業動物診療施設の整備目標	
(2) 小動物診療施設の整備目標	
第3 獣医師の確保に関する目標	8
1 獣医師の確保目標	
(1) 産業動物臨床獣医師の確保目標	
(2) 公務員獣医師の確保目標	
(3) 小動物獣医師の確保目標	
2 産業動物臨床獣医師の確保対策	
第4 産業動物診療分野における獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携	10
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 衛生検査機関との業務の連携	
5 診療効率の悪い地域に対する診療の提供	
第5 獣医療に関する技術等の向上に関する事項	11
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	
4 愛玩動物看護師	

前 文

令和 2 年 5 月、農林水産省は、令和 12 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下、基本方針という。）」を公表しました。

基本方針では、食料の生産現場における獣医師の役割や、高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まりにより、期待される獣医療の水準がますます高まっていることを踏まえ、不足が予測される分野の獣医師の確保、獣医師を含む関係者相互の連携、獣医師の養成といった、適切な獣医療を提供するための諸対策の方向性が示されています。

本県の獣医療を取り巻く状況を見ますと、産業動物の分野では、畜産物の生産地であり、また 900 万の人口を抱える一大消費地の中にあって、獣医師は家畜の健康と畜産物の安全を守ってきました。一方で、産業動物を診療する獣医師（以下、産業動物臨床獣医師という。）の減少や、豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の全国的な発生リスクの高まりにより、診療や、家畜衛生・公衆衛生の分野から食の安全・安心を支える獣医師の育成・確保が急務となっています。さらに、農場における衛生管理・生産性向上の指導や、畜産物安全管理体制（農場 HACCP）の構築等、こうした分野の獣医師に対するニーズはますます高まっています。

また、小動物の分野では、人口に比例して、犬猫等のコンパニオンアニマルを診療する獣医師（以下、小動物獣医師という。）やその診療施設の数も充実している一方、飼育者等からのニーズは従来にも増して高度化・多様化しています。加えて、総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関して、飼育者等に普及・啓発を行うことも求められています。

さらに、両分野に共通して、人獣共通感染症や、薬剤耐性菌への対策といった、人と動物の関わりにおける課題があり、こうした課題についても獣医師の役割が重要視されています。

このような背景を踏まえ、県では、適切な獣医療を確保するための方向性を示すとともに、その提供体制の整備を推進するため、基本方針に即し、令和 12 年度を目標年度として本計画を定めました。特に、産業動物分野の獣医療体制確保のため、確保すべき獣医師数を示すとともに、産業動物・小動物の両分野で、関係者の連携や、施設・診療機器の共有・整備による獣医療の充実を図っていきます。

このことにより、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方を実現し、畜産業の持続的な発展と安全・安心な畜産物の安定的供給、公衆衛生の維持向上、また人や動物の健康・福祉の向上といった県民からのニーズに応えることを目指します。

第1 獣医療を提供する体制の整備目標を定める地域

狭い県土に多くの人口を抱える本県では、獣医療の提供体制の地域格差について、大きな支障が生じているといった声は現状では上がっていません。

産業動物分野では、診療施設・獣医師の地域的な偏在は顕著ではなく、産業動物臨床獣医師の減少、畜産農家の減少・点在化による診療効率の低下が課題となっています。また、小動物分野については、地域の人口に応じて一定の一次・二次診療施設が整備されており、飼い主はニーズに応じた施設を選択することが可能です。さらに、今後情報通信機器を活用した遠隔診療の取組みが進むことで、診療の地域格差はより小さくなっていくと考えられます。

診療施設や獣医師が相互の連携を進め、効率的な獣医療の提供体制を整備するためには、全県的な検討・取組みが必要と考えられます。

このことを踏まえ、対象地域は県内全域とします。

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療設備・診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

平成22年度及び令和2年度における、獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設（以下、診療施設）の開設状況は次表のとおりです。

	診療施設の所属機関															
	総数		都道府県				市町村		団体						個人	
			産業動物	小動物その他	産業動物	小動物その他	産業動物	小動物その他	協同組合	共済組合	会社		その他			
											法人	任意団体				
平成22年度	1,029	78	951	7	2	1	4	4	1	21	357		1	44	587	
令和2年度	1,185	67	1,118	5	2		7	3	1	22	526			36	583	
横浜市	449	13	436	1			2			5	224			7	210	
川崎市	168	9	159				2			5	67			4	90	
相模原市	103	9	94				1	1		2	46			6	47	
横須賀市	40	1	39				1				16			1	22	
平塚市	43	7	36	1	1			1		3	22			2	13	
鎌倉市	28		28								11				17	
藤沢市	80	3	77				1				33			3	43	
小田原市	26	1	25								14			1	11	
茅ヶ崎市	32	2	30								11			2	19	
逗子市	12		12								6				6	
三浦市	7		7								3				4	
秦野市	22	2	20							1	9			1	11	
厚木市	29	7	22		1					4	8			3	13	
大和市	32	1	31								10			1	21	
伊勢原市	13	1	12						1		6				6	
海老名市	25	4	21	3						1	9				12	
座間市	16	1	15								8			1	7	
南足柄市	3		3								3					
綾瀬市	9	2	7							1	3			1	4	
葉山町	11	1	10								4			1	6	
寒川町	7	1	6								4			1	2	
大磯町	6		6								1				5	
二宮町	7		7								3				4	
中井町																
大井町	2		2								1				1	
松田町	1		1												1	
山北町	2	1	1											1	1	
開成町	2		2												2	
箱根町	1		1												1	
真鶴町	1		1												1	
湯河原町	3		3								2				1	
愛川町	4	1	3					1			1				2	
清川村	1		1								1					

(単位：か所) ※各年12月31日現在

診療施設は市町村の人口に応じて分布しており、政令指定都市3市（横浜市・川崎市・相模原市）で施設数の60.8%を占めています。平成22年度から令和2年度にかけて県内で156か所増加し、令和2年度は1,185か所となっています。この施設数は全国2位（小動物診療施設2位、産業動物診療施設24位）であり、うち94.3%が小動物その他を診療対象とする施設（以下、小動物診療施設という。）です。産業動物を診療対象とする施設（以下、産業動物診療施設という。）は、5.7%に留まっており、さらにここ10年で11か所減少しています。産業動物と小動物その他の診療を兼業する診療施設は、産業動物診療施設に計上しているため、実際の診療体制の比率はさらに小動物が高いものと考えられます。

(2) 主要な診療設備・診療機器等

ア エックス線撮影装置数の推移（小動物・産業動物分野）

診療対象 集計年度	産業動物	小動物その他	計	保有率%
平成22年度	30 (78)	836 (951)	866 (1,029)	84.2%
令和2年度	22 (67)	982 (1,118)	1,004 (1,185)	84.7%

※各年12月31日現在。()内は開設施設数

イ 産業動物分野の診療設備の整備状況

	県	市	協同 組合	共済 組合	大学	法人	個人	合計
調査 施設数	5				2	15	15	37
検査室	4			1	2	9	4	20
解剖室	2				1	1		4
手術室	1				2	3	2	8
焼却施設	3				1			4
エックス線 診療室					2	3	2	7
入院施設					2	2	2	6
合 計	15	0	0	1	12	33	25	86

ウ 産業動物分野の診療機器の整備状況

		県	市	協同 組合	共済 組合	大学	法人	個人	合計
検 体 成 分 分 析 装 置	血液生化学分析装置	2			1	2	4	2	11
	血液電解質分析装置	1				1	3	2	7
	高速液体クロマトグラフ	2							2
	分光光度計	1				1	1		3
	自動血球計算装置	2			1	2	3	2	10
	血液ガス測定装置					2			2
	乳中体細胞測定装置						1		1
	乳成分測定器(ミルコスキャン)								0
生 体 画 像 診 断 装 置	ファイバースコープ					2	3	1	6
	エックス線撮影装置					2	5	5	12
	イメージインテンシファイア							1	1
	超音波診断装置	3			1	2	5	6	17
	CTスキャン					2			2
	MRI					1			1
	心電心音計					2	3	2	7
D N A 診 断 装 置 等 免 疫	酵素抗体測定装置	2				1	1		4
	ELISA用プレートウォッシャー	2					1		3
	蛍光顕微鏡	2							2
	PCR測定装置	3				1	1		5
	DNAシーケンサー								0
	孵卵器	4					3		7
	嫌気性培養装置								0
	クリーンベンチ	4					1		5
機 器 理 化 等 療 学	レーザー装置						1		1
	ガス麻酔機					2	2	1	5
機 関 E 器 連 T	マイクロマニピュレーター	1							1
	プログラムフリーザー	2				1			3

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 産業動物診療施設の整備目標

産業動物分野については、診療設備・診療機器の計画的な配備と効率的な配置に加え、家畜保健衛生所、農業共済組合、獣医系大学その他の診療施設や獣医師の間で、機能分担・業務連携の強化を推進します。このことにより、既にある設備の活用を図るとともに、診療の効率化・高度化を目指します。

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、地域の家畜衛生の中心的機関として、家畜伝染病予防法に基づく防疫対策を推進しています。農場の慢性疾病や、豚熱・高病原性鳥インフルエンザといった特定家畜伝染病の診断だけでなく、各種サーベイランス検査や畜産物の安全確保のための検査を、的確かつ迅速に実施するための診療設備・診療機器等の計画的な整備を推進します。

また、平成 30 年 7 月の家畜保健衛生所法改正により、平成 31 年 4 月から家畜伝染病の診断に関する精度管理体制の構築が義務付けられており、診断に用いる機器等の適正な維持管理を引き続き実施します。

イ 農業共済組合の診療施設

農業共済組合については、県全域を診療範囲とし、各種検査・診療等の獣医療を広く提供することで、本県での産業動物診療に基幹的な役割を果たしています。一方で、広域の診療を担うことから、往診時の移動に時間を要しており、近年の農家戸数の減少によって、診療効率の低下が課題となっています。

農業共済組合の機能を、恒久的かつ健全に維持するため、また、遠隔診療のような新たな診療手段を取入れる等、効率的な業務の遂行を図るため、獣医療法第 15 条の規定による、株式会社日本金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資制度の活用等により、診療設備・診療機器等の計画的な整備を推進します。

ウ その他の診療施設

個人・法人が経営する診療施設において、高度な診療機器等を整備する場合には、獣医療法第 15 条の規定による、株式会社日本金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資制度の活用等により、その整備を推進します。

(2) 小動物診療施設の整備目標

人の生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、飼育者のニーズは近年ますます高度化・多様化しています。このことを踏まえ、それぞれにおいて必要な診療設備・診療機器の整備・共有を図るとともに、獣医系大学や二次診療施設、民間検査機関等との連携を推進します。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

近年では、新規に免許を取得する獣医師のうち約半数が女性です。また、働き方改革に対応する必要があることを踏まえ、過重労働の回避や、男女ともに産休・育休が取得しやすく、また復職しやすい環境の整備が必要です。また、未活用人材を活用するための人材バンク制度の確立等を検討する必要があります。

(1) 産業動物臨床獣医師の確保目標

産業動物臨床獣医師は減少傾向にあり、県内の畜産農家戸数の減少を踏まえても、獣医師は不足しているか、今後不足する見込みです。このため、令和12年度を目標年度とする産業動物臨床獣医師及び神奈川県に勤務する獣医師の確保目標を、家畜の予測頭羽数及び年齢分布を踏まえた産業動物臨床獣医師数の予測人数をもとに次のとおりとしました。

なお、表中の獣医師数は産業動物の診療に実際に従事している者（県職員や大学、研究機関等の獣医師を除く）としました。

令和4年11月 現在	令和12年度 予測	令和12年度 目標	今後確保 すべき人数
63	40	67	27

(人)

(2) 公務員獣医師の確保目標

神奈川県職員である獣医師については、農林水産部局、衛生部局ともに、家畜衛生の推進と、食の安全確保の体制を整備するため、情勢の変化を踏まえつつ、計画的な確保に努めることとします。

(3) 小動物獣医師の確保目標

小動物獣医師は、獣医学生の小動物指向が強いことから、全体としての獣医師数の確保に現状で大きな課題はありませんが、診療施設単位では、退職者数や業務量に見合った新規採用が必要であり、計画的な確保に努めることとします。

2 産業動物臨床獣医師の確保対策

産業動物臨床獣医師は、高齢化や、畜産農家の減少といった要因から、廃業する獣医師が多い一方で、新規の参入が進んでいない状況です。また、産業動物臨床獣医師が減少することにより、個々の獣医師の診療範囲が拡大し、効率的な診療が難しくなっています。獣医師の人数確保については、地域の臨床獣医師と獣医系大学との連携を深め、学生に

多くの実学の機会を提供することとします。また、家畜保健衛生所等での学生実習の受入や講義、獣医系大学における就職説明会への職員の派遣等を通じて、産業動物分野のやりがいや魅力を伝え、産業動物分野への就業や、県内への就職を促します。

また、既存の獣医療体制をより効率的に活用するために、農場の管理獣医師や家畜保健衛生所との連携、また、場所を選ばず迅速な診断を可能とする遠隔診療の導入を推進します。

第4 産業動物分野における獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

効率的な診療体制の整備を図るため、特に産業動物分野に関わる家畜保健衛生所や農業共済組合、獣医系大学等は連携して、業務の機能分担・効率化を図るものとします。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心として、農業共済組合や開業獣医師、獣医系大学、関係団体との連携を図り、家畜の伝染性疾病の予防・まん延防止のための体制と、緊急時の協力体制の構築を推進します。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病発生時には、小動物獣医師を含めた人的協力や、資機材の提供等防疫対応を早急に行える様、日頃から協力・連絡体制の整備を行い、連携強化を図ることとします。また、平時から公務員獣医師等の退職者といった潜在的人材の活用に努めます。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、施設等を有しない診療獣医師に対して家畜保健衛生所や農業共済組合の利用を図ることに加え、獣医系大学の高度な診療施設等の利活用を図り、産業動物に対する高度医療の提供や診断技術の向上に努めるものとします。

なお、家畜保健衛生所と獣医系大学の診療施設等の相互利活用については、「都市農業と振興における神奈川県と大学との連携に関する協定書」に基づく、連携協力を推進します。

3 獣医療情報の提供システムの整備

食肉衛生検査所・家畜保健衛生所の情報の共有化を更に進め、生産者や獣医師が必要としている、と畜検査成績の農場へのフィードバックを行い、家畜保健衛生所と獣医師等が予防獣医療を提供することにより、家畜衛生の向上に努めます。

また、農業共済組合の診療施設については、家畜保健衛生所・獣医系大学との相互の連携に努め、より高度かつ迅速な診断手法・臨床現場での知見等の共有に取り組むことで、総合的な診療体制を確立し、よりよい獣医療を提供できる体制を整備します。

4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化により、産業動物分野の獣医療の重点は、引き続き個体単位から農場・群単位に移行していくものと考えられます。集団管理衛生技術に関して、特殊な機器や施設を必要とするものについては、家畜保健衛生所あるいは民間検査機関等との連携強化を推進します。

第5 獣医療に関する技術等の向上に関する事項

1 臨床研修

獣医学生に対しては、家畜保健衛生所や家畜共済組合等での臨床実習、インターンシップ等の受入れを推進します。

また、獣医師法において、診療を業務とする獣医師の臨床研修を努力義務としているとおり、卒業し獣医療に従事する獣医師についても、技術・知識の向上のための継続した取組みを推進します。

産業動物分野では、臨床現場における診療技術、各種関係法令、食の安全・安心、特定家畜伝染病発生時の防疫措置を含む家畜衛生等幅広い領域において、獣医師が技術・知識の習得を図る場を充実させるため、県や獣医師会等は研修会等の開催に努め、広くその参加を募り最新の情報を共有することとします。

小動物分野でも同様に、技術・知識の習得のための研修会等の受講を働きかけ、県における獣医療の質の向上を目指します。

公務員分野においても、国や関係団体等が主催する講習会や研修会に参加し、最新の獣医療技術の習得に努め、その情報については地域の獣医師への伝達を行うことにより、共有を図ることとします。

2 高度研修

診療施設や地域において、技術・知識を普及する立場の獣医師が、獣医系大学や国、獣医師会等が主催する研修会等により、専門的な知識・技術の習得を図るとともに、これらを地域に還元することで、地域の獣医療の向上に努めるものとします。また、獣医師会等は、これに係る研修会等の開催や、研修会等への参加を推進します。

3 生涯研修

獣医師は最新の知識・技術の習得のため、個人的な取組みに加えて、研修会等に参加し、モチベーションの維持・向上に努めることとします。休職・離職中の獣医師も、復職時には最新の獣医療が提供できるよう、研修会等への参加に努めることとします。獣医師会等は、これら研修会等の開催や、研修会等への参加を推進します。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、家畜衛生や公衆衛生、野生動物、動物愛護等多岐に渡る獣医療の提供が求められているため、それぞれ相談窓口のより一層の明確化を図ります。また、各分野での獣医療の状況についても情報収集に努め、それぞれの情報の共有化を進めながら、獣医師会等団体と連携した監視指導体制の整備に努めます。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県、畜産関係団体等は畜産農家等に対し、衛生管理・自衛防疫活動の徹底や食の安全・安心、動物福祉への取組みのため、研修会等による啓発活動に努め、高品質な畜産物の生産のための衛生管理体制の整備を進めます。また、県、畜産関係団体等は協力しながら、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止、畜産物の安全性確保を図ることとします。

(2) 小動物分野

獣医師会等は、飼育者に対する衛生意識の普及・啓発や相談窓口の設置、夜間休日の診療体制の整備や、非常時の獣医療体制の提供等に努めることとします。また、飼育者が獣医療の内容やその費用について理解できるよう、獣医師からのインフォームド・コンセントの徹底を推進します。

さらに、飼育動物の福祉の取組みについては、動物愛護部局と獣医師会、動物愛護団体等が相互に連携して推進することとします。非常時の獣医療の提供等についても、引き続き獣医師会等が中心となり推進していくこととします。

3 広報活動の充実

県や獣医師会等は、ウェブサイトや広報誌を活用し、家畜衛生の情報、診療施設に関する情報等、県民に対して獣医療に関する情報の提供と、理解醸成に努めることとします。

4 愛玩動物看護師

愛玩動物看護師法の施行を踏まえ、獣医師と愛玩動物看護師の連携によるチーム獣医療提供体制の構築と、それによる獣医療の質・量の確保と向上を推進します。また、愛玩動物看護師の役割について、県や獣医師会は、飼育者の理解醸成を図る環境の整備に努めることとします。

5 野生動物への対応

傷病鳥獣については、獣医師会、地域の診療施設や、官民の保護施設が連携して、自然復帰を目的とした適切な獣医療の提供、また県民への正しい知識の普及に努めます。

また、近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病のリスク要因として野生動物が注目されており、人と畜産業と野生動物の関わりの中で、獣医師の果たす役割が高まっていることを踏まえ、こうした分野における獣医師の知識や技術の習得を推進します。

6 人獣共通感染症・薬剤耐性菌対策への対応

県や獣医師会等は、獣医師・動物の飼育者等への人獣共通感染症や薬剤耐性菌に関する知識の普及・啓発に努めることとします。人獣共通感染症については、その対策の観点から、衛生指導の充実を図ります。また、不適切な抗菌剤の使用による薬剤耐性菌の増加を防ぐため、抗菌剤等の適正使用・慎重使用を推進します。